

令和 8 年度長崎県狩猟者登録事務取扱要領

住所地が長崎県内の方

- 1 狩猟者登録申請は、免許の種類ごとに狩猟者登録申請書（様式第 28 号）により行うものとする。
令和 8 年 3 月に様式を改正しているため必ず新様式を使用すること。
- 2 狩猟者登録の申請者が申請書記載に該当する免状を取得しているか否かの確認は狩猟者台帳によって行うため、狩猟免状の添付は不要。
- 3 受付期間は、令和 8 年 10 月 1 日から狩猟期間終了日までとし、令和 8 年 10 月 23 日までに申請書が提出された者については、初猟日前日までに登録証を交付する。
長崎県の狩猟期間は、令和 8 年 11 月 15 日から令和 9 年 2 月 15 日までです。（ただし、ニホンジカ及びビノシシについては、3 月 15 日までです。）
- 4 狩猟者登録申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 写真 2 枚（うち 1 枚は申請書に貼付）
...申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 . 0 cm、横 2 . 4 cm のサイズで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載する。
 - (2) 当該年度の（一社）大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、あるいは 3 千万円以上の損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書
...共済事業、保険共に加入していない者については、資産（例：万が一の場合に対応する損害賠償 3 千万円以上ができるもの 預貯金、不動産など）に関する証明書
 - (3) 都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者に係る狩猟税の軽減対象者である場合は、市町長のその旨の証明書（様式第 43 号の 2）
...「5 . 狩猟税及び手数料」の区分欄（別表 1）参照。いずれの場合も網猟免許、わな猟免許又は第 1 種銃猟免許に係る狩猟者登録申請者に限る。
本県所定の様式で提出する。
 - (4) 下記減免対象者にあつては、次の書類を上記(1)から(3)のほかに添付すること。
 - 対象鳥獣捕獲員：免除
 - 鳥獣被害防止特措法第 9 条第 6 項で規定する対象鳥獣捕獲員（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）が狩猟者登録の申請書を提出する場合にあつては、対象鳥獣捕獲員を指名し、又は任命した市町長が、狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員であることを証する書面
 - 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者：免除
 - 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
...捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣保護管理法施行規則第 19 条の 9 第 1 項）の写し。
認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書
...鳥獣保護管理法施行規則様式第 16 の 2 により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する。
申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者が、認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象鳥獣等による鳥獣捕獲等事業に限る）を実施受託したことを証する書類
...当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は申請前 1 年以内に、長崎県の区域内において実施されたものであつて、かつ、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は当該許可をうけたとみなされた者に限る。
上記 の事業に従事した際の従事者証の写し
...従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記 の事業に対応したものに限る。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。

- 狩猟者登録を申請する日前 1 年以内の期間に、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者又はその捕獲等に従事した者：半額免除
許可の目的が鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等であり、許可の区域が長崎県内に含まれる場合に限る）
 - 鳥獣保護管理法第 9 条に基づく許可証又は従事者証の写し（別添 1）
...許可証の写しの場合、報告欄の「備考」に捕獲等をした日が記載されているものに限る。
従事者証の写しの場合、様式「従事者証とともに提出を要する捕獲等の結果を示す書面」（別添 2）を添付すること。

(5) 郵送料に相当する郵便切手及び返送用封筒

...狩猟者登録証、狩猟者記章、鳥獣保護区等位置図の郵送を希望する場合。

レターパックライト（返送先住所、氏名等記載済み）を申請書に添付すること。

なお、2 件以上をとりまとめて申請する場合は、その容量に応じた送付方法に適切な方法とする。

1 件あたりの重量は約 220 g。

5 狩猟税及び手数料

...金額は別表 1 のとおり

○ **狩猟税**は狩猟者登録申請書（様式第 28 号）に必要事項を記載し、添付書類を揃えて県の振興局税務部（税務課）に持参し、納めること。

○ **申請手数料**は、**手数料納付書**若しくは**長崎県電子申請システム(オンライン)**による納付とする。

...手数料納付書の配布場所、納付の方法等については別添 3 のとおり。

手数料納付書による納付の場合、申請書別葉の手数料納付済み申出書を提出ください。

また、申請書上部の「整理番号」欄への記入は不要です。

...長崎県電子申請システムのオンライン納付方法等については別添 4 のとおり。

長崎県電子申請システム（オンライン）による納付の場合、手数料納付済み申出書の提出は不要です。支払い完了後、申込完了通知メールに記載の整理番号を申請書上部の「整理番号」欄に記載して申請してください。

6 登録事項の変更についての注意点

...登録事項の変更を行う場合、以下に注意すること。

第 1 種銃猟登録者が、空気銃使用を追加する場合

...届出による。届出書の様式は、住所等変更届出書と同じ。（様式第 30 号）

第 2 種銃猟登録者が、装薬銃（ライフル銃・散弾銃）使用を追加する場合

...新たに第 1 種銃猟狩猟者登録申請が必要。（狩猟税及び手数料も必要）（様式第 28 号）

7 鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者又はその捕獲等に従事した者に係る狩猟者登録についての注意事項

許可証の写しにおいて、報告欄に捕獲等を行った内容が記載されているものに限り狩猟税の減免対象となることから、報告内容が未記載の場合は対象とならない。（ただし、未記載の理由が、捕獲作業を行ったが、捕獲実績が無かったため未記載となっている場合は、下記 に準じて別添 2 に捕獲作業を行った場所、日を記載したものを添付すれば減免の対象となる。）

従事者証の写しにおいて、許可証の報告欄に当たる記載欄がないものについては、捕獲等を行った内容が記載された「従事者証とともに提出を要する捕獲等の結果を示す書面」が添付されていること。

当該許可証または従事者証を既に返却しておりその写しを添付できない場合、許可者が発行した許可証または従事者証の内容を証明する書面が必要。（例のとおり）